

事業所アンケート調査  
結果報告書

令和5年8月

磐田市契約検査課

## 目 次

第1 調査概要 .....	1
第2 質問事項と集計結果 .....	2
ご意見等に対する本市の考え方について.....	7

## 第1 調査概要

- 1 調査期間 令和5年7月7日～令和5年7月31日
- 2 調査対象 市の入札参加登録業者で入札種別「建設工事」かつ登録区分「市内業者」・「準市内業者」の事業所  
124社
- 3 調査方法 電子入力（LoGo フォーム）※無記名
- 4 回答数 109社
- 5 回答率 87.9%
- 6 集計方法
  - ・回答者の属性（業者区分、工事契約件数）を分類し集計を行いました。
  - ・自由意見は、類似した内容ごとに分類し、意見を掲載しました。
  - ・具体的な記述により個人等が特定される恐れのあるもの及び明らかに事実と異なるもの等はありませんでしたので、削除した意見等はありません。なお、客観的かつ具体的な事実が確認された場合は、市の規定等に基づき適正に対処していきます。
- 7 その他 本調査結果報告書について、ご意見・ご質問等がある場合には、契約検査課にお問い合わせ下さい。

### 回答者属性（業者区分）

区分	対象	回答数	回答率
市内業者	110社	96社	87.3%
準市内業者	14社	13社	92.9%
合計	124社	109社	87.9%

### 回答者属性（工事契約件数）

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の予定価格130万円超の建設工事入札案件における、本市との契約件数

市内			準市内		
契約無し	1～5件	6件以上	契約無し	1～5件	6件以上
42社	36社	18社	12社	0社	1社

## 第2 質問事項と集計結果

令和3年度以降に、本市の職員が貴所に対し、便宜を図るような不当な要求、利益供与と思われる行為の要求を行ったことがありますか。

※便宜を図る：口利き（くちきき）、斡旋（あっせん）、融通（ゆうずう）など

※利益供与：中元歳暮などの贈答品の提供、飲食・旅行・ゴルフの誘い、現金や金券・有価証券の提供など

選択肢	回答者数	回答割合	市内			準市内		
			契約無し	1～5件	6件以上	契約無し	1～5件	6件以上
ある	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
ない	109	100%	42	36	18	12	0	1
合計	109	100%	42	36	18	12	0	1

令和3年度以降に、本市の職員が他の事業所等に対し、便宜を図るような不当な要求、利益供与と思われる行為の要求をしたのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

※便宜を図る：口利き（くちきき）、斡旋（あっせん）、融通（ゆうずう）など

※利益供与：中元歳暮などの贈答品の提供、飲食・旅行・ゴルフの誘い、現金や金券・有価証券の提供など

選択肢	回答者数	回答割合	市内			準市内		
			契約無し	1～5件	6件以上	契約無し	1～5件	6件以上
ある	1	0.9%	0	1	0	0	0	0
ない	108	99.1%	42	35	18	12	0	1
合計	109	100%	42	36	18	12	0	1

※不当な要求をした「者（職員）」と「相手」： 回答無し

※「不当な要求、利益供与の内容」： 回答無し

令和3年度以降に、他の事業所等が本市の職員に対し、便宜を図るような不当な要求、利益供与と思われる行為の要求をしたのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

※便宜を図る：口利き（くちきき）、斡旋（あっせん）、融通（ゆうずう）など

※利益供与：中元歳暮などの贈答品の提供、飲食・旅行・ゴルフの誘い、現金や金券・有価証券の提供など

選択肢	回答者数	回答割合	市内			準市内		
			契約無し	1～5件	6件以上	契約無し	1～5件	6件以上
ある	2	1.8%	0	2	0	0	0	0
ない	107	98.2%	42	34	18	12	0	1
合計	109	100%	42	36	18	12	0	1

※不当な要求をした「者」と「相手（職員）」： 回答無し

※「不当な要求、利益供与の内容」： 融通、飲食の誘い

**本市の入札・契約制度について、ご意見等があれば入力してください。**

項目別意見等（全ての回答をそのまま転記）

＜総合評価落札方式について＞	※参考 回答者属性 （工事契約 件数）
<p>総合評価落札方式における企業の地域貢献度等について、評価項目「社員の市民雇用率」は貢献度を正しく評価できておらず、「社員の市民雇用数」とした方が公正な入札制度であると考えます。“貢献度が高い”とは、“市民雇用数が多いこと”ではないのでしょうか。例えば、市民の雇用数 20 名で雇用率 80% の会社と市民の雇用数 50 名で雇用率 40% の会社では、後者の方が磐田市への貢献度が大きいのではないのでしょうか。この市民雇用率という一見正しそうな評価項目の存在が、新たに「目的を正しくとらえていない評価項目」を作り出せる、すなわち便宜を図るような不当な要求につながる余地だと思います。または、雇用率のような会社の規模によって評価項目を満たす基準が異なり、貢献度は高いが評価は低くなる制度が長年維持されていることは、過去に比較的規模の小さな会社から便宜を図るような不当な要求があった結果でしょうか。「社員の市民雇用率」を改め「社員の市民雇用数」とし、磐田市が公正な入札を推進することを希望します。</p>	1～5 件
<p>総合評価において、特定の業者に偏らないような条件設定のもと入札を実施していただきたい。また建設業は人手不足で苦勞している中、社員の市民雇用率で評価されることは、時代の流れと逆行していると思うので撤廃していただきたい。</p>	6 件以上
<p>総合評価方式の入札について、見直しをして頂きたいです。</p>	6 件以上
<p>総合評価の見直しをお願い致します。</p>	6 件以上
<p>現状の入札制度では（特に総合評価落札方式）、健全・公平とは言い難い。</p>	1～5 件
＜予定価格の事前公表制度について＞	
<p>総合評価の入札で落札できる業者が偏ってしまっている様にみえます。予定価格の価格表示をやめませんか。</p>	1～5 件

予定価格の事前公表は、入札価格の同額が常に5～10社以上あり、落札確率が極めて低い、そのため業者の経営を苦しめている一面がある。事前公表の廃止を。	1～5件
工事価格の事前公表は、最低価格を積算ソフトで逆計算できてしまうので意味がないのでは？	無し
<b>&lt;入札制度について（全般）&gt;</b>	
総合評価方式の入札は、受注に偏りが有る。工事点数の、付け方、優良工事の工事別配分を増やして下さい。市内業者の育成を発注側が考えて頂きたい。入札でくじ引きになった場合、同じ業種が当たる場合があります。公平な受注する機会を阻害している。と思います。地域性、受注件数など加味した受注者決定して頂きたい。	1～5件
A、B ランク業者混在の工事発注を考慮していただけませんか。調査基準、失格基準価格算出方法について見直しの検討は可能でしょうか。予定価格について全数公表等内容の見直しはいただけませんか。	1～5件
予定価格が無い方がいい	無し
公告から入札までの期間が短かすぎるので、もう少し余裕が欲しい。	6件以上
指名入札の検討	1～5件
工事内容が多種多様になってきている中、貴市の実施する入札参加公告について、従来通りを踏襲する節があるので、柔軟に工事内容に合わせて公告をしていただきたい。例：施工実績や参加条件等	無し
<b>&lt;参加資格について&gt;</b>	
経営審査事項の点数を使用して、入札参加資格をランク付けして欲しい全ての業種に現在 土木・建築のみランク付けされているのは、不平等経営審査事項の点数を上げる為、各社努力をしているのに、点数がかけ離れている所と同条件で入札参加している事は、不公平を感じます。県の入札参加資格を参考にしてほしい。	1～5件
・地元業者を優先して工事入札への参加 ・他県又は協会への入会をしていない業者の工事入札への参加をやめていただきたい	無し
準市内業者の入札参加機会を増やして頂きたい。	無し

特例市内業者が参加できる案件も増えることを希望します	無し
他市町は市内業者優先に発注している。本市においてはどうか？一例だが旧文化会館の解体は愛知県の業者であった。県外に出た税金は戻ってくるのか？少なくとも市内業者が元請ならば税金は還流して戻ってくるが……担当者、市の幹部は本気で市内業者の育成・保護を考えているのか、はなはな疑問である。災害が毎年発生しているが複数同時に起きる場合がある。ある市の職員は困れば自衛隊を頼むからとの回答であったが、市内業者を侮辱した発言である。市管理の所で敷地川みたいな事が起きない事を切に願うばかりである。	6件以上
<b>&lt;その他&gt;</b>	
公共工事の資質向上の取り組みが必要と思われます。現状では、工事内容の検査点数が何も反映されない。	1～5件
請書等、課によって書式が違うため統一していただけるとありがたいです。	6件以上
見積工事等の金額の見直しを検討いただきたい。	1～5件
今回不信感に感じる事案が、物品と施工日合計が入札金額になる為物品と工事と2つに分け発注する 物品では資格が有るが安価で出し納品履歴が無い工事店に後に施工見積合わせに参加する 結果的に提示価格で請負えず他社安価な価格にては請負できず	1～5件
最近の職員は大義名分は理解しているが地域の業者のことはあまり関係ないような気がする。災害時の時だけ早く対応をしろと言ってくるが終われば感謝の一言もなく済んでおり感謝状の一つもよこさない行政如何にと思う。	1～5件



## ■ご意見等に対する本市の考え方について

今回のアンケートでいただいたご意見等に対する市の考え方については、以下に記載させていただきます。

### <不当な要求をした等の確認について>

- 「本市の職員が他の事業所等に対し、便宜を図るような不当な要求、利益供与と思われる行為の要求をしたのを見たり、聞いたりしたことがある（1社）」、「他の事業所等が本市の職員に対し、便宜を図るような不当な要求、利益供与と思われる行為の要求をしたのを見たり、聞いたりしたことがある（2社）」について、個人等を特定する情報の記載がなく事実確認が困難なため、疑念を持たれるような行為には一切関わらないよう、引き続き全職員に対しコンプライアンス研修を通じて徹底していきます。

### <総合評価落札制度について>

- 総合評価落札方式入札は、価格と価格以外の要素を評価値とし、最も評価値が高いものを落札者とする入札で、総合評価一般競争入札と呼ばれています。

評価項目や評価基準については、2名以上の学識経験者の意見を聞き策定するよう地方自治法施行令等に定められ、県の委員会を活用して設定し、県との協議や磐田市建設事業審査委員会にも諮り策定しています。

当入札方式は、工事施工の確実性の確保を入札でも実施しようとするもので、価格競争のみの入札ではないため、ダンピング対策にもつながるものです。国や県では一般的な入札となっていますが、本市では、土木、下水道、上水道及び舗装工事の4工種で年間30本を目安に実施しています。

しかしながら、入札参加者が減少傾向にあるため、対策として令和5年度より評価項目から「配置技術者の能力」を除いた簡易型Ⅲを試行しており、今後結果を検証していきたいと考えています。

- 評価項目のうち**市民雇用率**については、新卒者雇用と合わせ、本市の定住人口増加のために必要不可欠な「雇用の確保」に大きく貢献するものと考えています。とはいえ、会社の規模による不公平感、また、建設業の人手不足が深刻な状況にあることを考慮し、評価基準を検討していきたいと思えます。

### <予定価格の事前公表について>

- 本市では、従来から建設工事の入札においては予定価格を事前公表としていましたが、ダンピング防止のため低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入により、失格基準価格や最低制限価格を定めたことから、平成24年度から段階的に事後公

表とした経緯があります。

公契約関係競売入札妨害事件を受け、再発防止策の一つの方法として、職員の倫理意識の向上と合わせ、事業者側にも予定価格を探るなどの不当な行為をさせないために、令和元年度から再び事前公表とし、二度と事件を繰り返さない様にしました。

弊害として、落札率の高止まりを心配しましたが、結果的には令和4年度の落札率は88%であり、抽選による落札が増加しているため、不正の無い入札が実現できているものと考えています。

今後も入札結果を検証しながら、引き続き予定価格の事前公表を実施していきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

## <入札制度について>

### (くじ落札の公平性について)

- 本市のくじ落札の状況は、予定価格事後公表時点では工事入札件数の約20%でしたが、事前公表とした現在では約40%となっています。くじ落札の落札額がほぼ最低制限価格となっていることから、予定価格の公表時期によって件数の違いはあるものの、くじ落札は必要不可欠な方法です。
- くじ落札については、地方自治法施行令の規定に基づいて実施しているため、地域性、受注件数などを加味して受注者を決定することはできません。  
また、電子入札システムによる電子くじとしており、市はくじへの関与が全くできないため、くじによる落札が公平性に欠けることはありません。

### (最低制限価格等の算出方法について)

- 本市の最低制限価格の算出式は、国が推奨する中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式であり、令和5年度からは上限を撤廃しています。

### (入札参加資格について)

- 本市の建設工事の入札制度の目標は、「公正な入札の推進、公平な入札参加機会の確保及び入札執行の透明性の確保」です。また、経済対策に係る地元優先措置として**市内業者を最優先する発注に取り組む**ものとしています。  
ただし、工事の品質と履行の確実性を確保するため、年間完成工事高が予定価格以上であること、特殊な工事にあっては施工実績を有することを入札参加資格とし、それにより入札参加見込者が不十分となる場合は、市内に本社はないが建設業の許可を取得した営業所がある事業者（準市内業者）も入札参加を可能としています。  
なお、準市内業者の中で、固定資産税や法人市民税等を市に納税しているなど一定の基準を満たす者を特例市内業者として認定し、工種、予定価格によっては特例市内業者までを対象にした入札を実施しています。

- 土木、下水道、建築工事にある**格付**は、建設業の事業規模・能力等に応じて棲み分けを行い、事業の規模・能力に合った工事を受注させることにより、適正な施工の確保を図ることが目的です。零細な建設業者が落札するために人件費を削ってまで安価に入札を行わないようにすることで、健全な競争が行われ、建設業全体が成長・発展するために等級の格付を行っています。
- 入札参加資格要件については、公平性を保つため、工種、工事内容に応じて、施工実績や参加条件等を定めており、前例踏襲ではなく、その都度最適な設定ができるよう引き続き努めていきたいと考えます。

#### (市内業者落札率について)

- 令和4年度の入札結果では、本市の工事入札における**市内業者落札割合は、89.8%** (229/255件)です。また、準市内業者を加えると、92.5%となります。その他の工事は、市内業者だけでは入札参加見込者が不足する防水工事、解体工事、またはマンホールポンプなどの特殊な工事です。

#### (適正な公告期間について)

- 公告から入札までは、通常の工事の場合2週間としています。また、総合評価落札方式の場合や工事金額が大きい場合は、3週間としています。この日数は、予定価格の事前公表を加味し妥当であると考えています。

#### (指名競争入札の扱いについて)

- 地方自治法には、契約は一般競争入札によって締結することとし、これにより難しい場合のみ指名競争入札によることができると規定されています。また、指名競争入札は、市の意思が働くことにより不当な要求等が発生するリスクが高くなるため、本市では特殊で入札参加者が限定される案件を除き、一般競争入札を基本としています。

#### <その他改正点や周知について>

- 令和4年度まで、過去5か年度に工事成績評定点84点以上を獲得した事業者のみが参加できる入札を年間8件ほど行っていましたが、成績優良者は総合評価落札方式の入札において加点されるため令和5年度から廃止しました。
- 請書等の様式は、建設工事執行規則において定めているため、担当者によって異なる様式を使用することがないようにあらためて周知徹底します。
- 入札ではなく随意契約(見積合せ)が可能な工事(いわゆる見積工事)の金額は、地方自治法によって定められているため、変更することはできません。
- 工事の発注において、金額を安価に抑えるため、資材の調達と施工に分けること(分離発注)は原則として認められないため、そういったことが無いよう、あらためて周知徹底したいと思います。

- 災害時には、市内業者の皆様の協力が必要不可欠です。ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。